

私振第418号  
令和7年（2025年）8月20日

各学校法人理事長 様

熊本県総務部総務私学局私学振興課長

8月10日からの大雨の影響による奨学のための給付金（家計急変）  
支援制度及び制服へ支援に関する周知について（依頼）

平素から本県の私学振興行政に御協力いただき、感謝申し上げます。

さて、本県では、かねてから家計急変世帯への教育に必要な経費等の負担について支援を行っており、具体的には、家計急変世帯を対象とした奨学のための給付金の支給を行っています。

今回の8月10日からの大雨で被災した等の影響により家計が急変し要件を満たした場合には、奨学のための給付金を受給できる可能性があります。

また、奨学のための給付金の対象となる世帯で、災害等により制服を喪失・毀損した場合は、給付額が加算される可能性があります。

貴校におかれましては、本県制度に該当する生徒がいる場合は、別添により対象者へ御周知いただくとともに、可能な限り申請書を取りまとめの上、当課宛てに御提出いただきますようお願いいたします。

（問い合わせ先）

熊本県 私学振興課 私学運営支援班  
TEL 096-333-2064 担当： 瀧上